

○水戸市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

平成8年11月1日

水戸市規則第44号

改正 平成17年4月1日規則第46号

平成19年3月30日規則第42号

平成28年3月31日規則第34号

令和3年4月13日規則第51号

令和4年9月7日規則第71号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の施行について、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「政令」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(省令第5条第4項の規則で定める書類)

第1条の2 省令第5条第4項の規則で定める書類は、当該建築物の耐震診断の結果を、建築物の耐震診断の結果並びに耐震改修の計画に関する判定及び評価を行うことができる機関として市長が認めるもの（以下「第三者判定機関」という。）が証する書類とする。

(令4規則71・追加)

(耐震診断等の指示)

第2条 市長は、法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物の耐震診断又は耐震改修について必要な指示をする場合は、指示書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第15条第3項の規定による公表は、水戸市公告式条例（昭和63年水戸市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(平19規則42・令3規則51・一部改正)

(地震に対する安全性の報告)

第3条 市長は、法第15条第4項の規定により特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項について報告させる場合は、特定既存耐震不適格建築物報告請求書（様式第2号）を交付して行うものとする。

2 特定既存耐震不適格建築物の所有者は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して30日以内に、特定既存耐震不適格建築物報告書（様式第3号）に係る関係図書を添えて市長に報告しなければならない。

(平19規則42・令3規則51・一部改正)

(省令第28条第2項の規則で定める書類)

第3条の2 省令第28条第2項の規則で定める書類は、当該建築物の耐震改修の計画について、法第

17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを第三者機関が証する書類とする。

(令4規則71・追加)

(建築主事への通知)

第4条 法第17条第10項の規定による建築主事への通知は、建築物認定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(平19規則42・令3規則51・一部改正)

(計画の変更)

第5条 法第18条第1項の規定による計画の変更の認定を受けようとする場合において、同条第2項において準用する法第17条第1項の規定による申請をしようとする者は、認定計画変更認定申請書(様式第5号)に変更に係る省令第28条第1項から第7項までに定める図書を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、計画の変更を認定したときは、速やかに認定計画変更認定通知書(様式第6号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(平19規則42・令3規則51・一部改正)

(計画認定建築物に関する報告)

第6条 市長は、法第19条の規定により計画認定建築物の耐震改修の状況について報告を求める場合は、計画認定建築物報告請求書(様式第7号)により行うものとする。

2 認定事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して30日以内に、計画認定建築物報告書(様式第8号)に係る図書を添えて市長に報告しなければならない。

(平19規則42・令3規則51・一部改正)

(改善命令)

第7条 市長は、法第20条の規定により改善に必要な措置をとることを命ずる場合は、計画認定建築物改善命令書(様式第9号)により行うものとする。

(平19規則42・令3規則51・一部改正)

(計画の認定の取消し)

第8条 市長は、法第21条の規定により計画の認定を取り消す場合は、認定事業者に対し、認定計画取消書(様式第10号)により通知するものとする。

(平19規則42・令3規則51・一部改正)

(省令第33条第1項並びに第2項第1号及び第2号の規則で定める書類)

第9条 省令第33条第1項の規則で定める書類は、当該建築物について、建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の検査済証(以下「検査済証」という。)の交付後も法第5条第3項第1号に規定する耐震関係規定に適合していることを建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士が証する書類とする。

- 2 省令第33条第1項の申請書の正本及び副本に同項第1号に掲げる図書を添付する場合にあっては、前項に定める書類は添付を要しない。
- 3 省令第33条第2項第1号の規則で定める書類は、当該建築物の耐震診断の結果について、法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを第三者判定機関が証する書類とする。
- 4 省令第33条第2項第2号の規則で定める書類は、当該建築物について、検査済証の交付後も法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを省令第5条第1項各号いずれかに掲げる者が証する書類とする。

(令4規則71・追加)

(省令第37条第1項第3号の規則で定める書類)

第10条 省令第37条第1項第3号の規則で定める書類は、当該区分所有建築物について、法第25条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを第三者判定機関が証する書類とする。

(令4規則71・追加)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成17年4月1日規則第46号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に作成した各様式の内紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則 (平成19年3月30日規則第42号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に作成した各様式の内紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則 (平成28年3月31日規則第34号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。

4 施行日前に作成した各様式の内紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使

用することができる。

付 則（令和3年4月13日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和4年9月7日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

指 示 書

第 号
年 月 日

(特定既存耐震不適格建築物の所有者) 様

水戸市長 印

- 1 特定既存耐震不適格建築物の位置
- 2 特定既存耐震不適格建築物の用途
- 3 特定既存耐震不適格建築物の規模

上記の特定既存耐震不適格建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条の規定による必要な耐震診断及び耐震改修が行われていないと認められるので、同法第15条第2項の規定により次のとおり指示します。

(採るべき措置の内容)

(指示の理由)

様式第2号(第3条関係)

特定既存耐震不適格建築物報告請求書

第 号
年 月 日

〔特定既存耐震不適格建築物
の所有者の住所又は主たる
事務所の所在地
特定既存耐震不適格建築物
の所有者の氏名又は名称及
び代表者の氏名〕 様

水戸市長 印

- 1 特定既存耐震不適格建築物の位置
- 2 特定既存耐震不適格建築物の用途
- 3 特定既存耐震不適格建築物の規模

上記の特定既存耐震不適格建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第15条第4項の規定により次の事項について報告を求めます。

(報告を求める事項)

注1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市長に対して審査請求をすることができます。

注2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の訴えを提起することができます。

様式第3号(第3条関係)

特定既存耐震不適格建築物報告書

年 月 日

水戸市長 様

（特定既存耐震不適格建築物
の所有者の住所又は主たる
事務所の所在地
特定既存耐震不適格建築物
の所有者の氏名又は名称及
び代表者の氏名）

- 1 特定既存耐震不適格建築物の位置
- 2 特定既存耐震不適格建築物の用途
- 3 特定既存耐震不適格建築物の規模

年 月 日付け 第 号で報告を求められた上記の特定既存耐震不適格建築物について、水戸市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第3条第2項の規定により関係図書を添えて次のとおり報告します。

(報告内容)

(添付図書)

様式第4号(第4条関係)

建築物認定通知書

年 月 日

建築主事 様

水戸市長 印

建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項の規定により申請のあった下記の建築物の耐震改修の計画について、同条第3項の規定により認定をしたので、同条第10項の規定により通知します。

記

1 申請者の住所又は主たる事務所の所在地及び氏名又は名称

2 認定年月日 年 月 日

3 認定番号 第 号

4 建築物の位置

5 建築物の概要

(1) 用途

(2) 延べ面積

(3) その他の事項

様式第5号(第5条関係)

(第1面)

認定計画変更認定申請書

年 月 日

水戸市長 様

〔特定既存耐震不適格建築物
の所有者の住所又は主たる
事務所の所在地
特定既存耐震不適格建築物
の所有者の氏名又は名称及
び代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号により認定を受けた計画について、建築物
の耐震改修の促進に関する法律第18条第1項の規定による変更の認定を申請します。

水戸市都市計画部 建築指導課受付欄	決 裁 欄	認 定 番 号 欄
年 月 日 第 号 係員氏名		年 月 日 第 号 係員氏名

(第2面)

計画変更の概要

項 目	変 更 前	変 更 後

様式第6号(第5条関係)

認定計画変更認定通知書

第 号
年 月 日

様

水戸市長 印

下記による計画の変更については、建築物の耐震改修の促進に関する法律第18条第2項において準用する同法第17条第3項の規定により認定したので通知します。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 建築物の位置

3 建築物の概要

(1) 主要用途

(2) 延べ面積

(3) その他の事項

4 計画変更の概要

第 号
年 月 日

計 画 認 定 建 築 物 報 告 請 求 書

〔認定事業者の住所又は
主たる事務所の所在地
認定事業者の氏名又は
名称及び代表者の氏名〕 様

水戸市長 印

- 1 計画認定建築物の位置
- 2 計画認定建築物の用途
- 3 計画認定建築物の規模

上記の計画認定建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第19条の規定により次の事項について報告を求めます。

注1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市長に対して審査請求をすることができます。

注2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の訴えを提起することができます。

様式第8号(第6条関係)

年 月 日

計 画 認 定 建 築 物 報 告 書

水戸市長 様

〔認定事業者の住所又は
主たる事務所の所在地
認定事業者の氏名又は
名称及び代表者の氏名〕

- 1 計画認定建築物の位置
- 2 計画認定建築物の用途
- 3 計画認定建築物の規模

年 月 日付け 第 号で報告を求められた次の計画認定建築物について水戸市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第6条第2項の規定により関係図書を添えて次のとおり報告します。

(報告内容)

(添付図書)

計 画 認 定 建 築 物 改 善 命 令 書

〔認定事業者の住所又は
主たる事務所の所在地
認定事業者の氏名又は
名称及び代表者の氏名〕 様

水戸市長 印

- 1 計画認定建築物の位置
- 2 計画認定建築物の用途
- 3 計画認定建築物の規模

上記の計画認定建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第20条の規定により 年 月 日までに次の事項の改善に必要な措置をとるべきことを命じます。

注1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市長に対して審査請求をすることができます。

注2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の訴えを提起することができます。

様式第10号(第8条関係)

第 号
年 月 日

認 定 計 画 取 消 書

〔認定事業者の住所又は
主たる事務所の所在地
認定事業者の氏名又は
名称及び代表者の氏名〕 様

水戸市長 印

- 1 計画認定建築物の位置
- 2 計画認定建築物の用途
- 3 計画認定建築物の規模

上記の計画認定建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第21条の規定により計画の認定を取り消します。

(理由)

注1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市長に対して審査請求をすることができます。

注2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の訴えを提起することができます。

様式第1号 (第2条関係)

(平19規則42・令3規則51・一部改正)

様式第2号 (第3条関係)

(平17規則46・平19規則42・平28規則34・令3規則51・一部改正)

様式第3号 (第3条関係)

(令3規則51・一部改正)

様式第4号 (第4条関係)

(平19規則42・令3規則51・一部改正)

様式第5号 (第5条関係)

(平19規則42・令3規則51・一部改正)

様式第6号 (第5条関係)

(平19規則42・令3規則51・一部改正)

様式第7号 (第6条関係)

(平17規則46・平19規則42・平28規則34・令3規則51・一部改正)

様式第8号 (第6条関係)

(令3規則51・一部改正)

様式第9号 (第7条関係)

(平17規則46・平19規則42・平28規則34・令3規則51・一部改正)

様式第10号 (第8条関係)

(平17規則46・平19規則42・平28規則34・令3規則51・一部改正)